

寝屋川市における学校選択制実施要領

1 目的

この要領は、令和6年度に小学1年生となる児童(以下「児童」という。)が、教育委員会が指定する小学校(以下「指定校」という。)と同一中学校区内のもう一つの小学校とを保護者・児童のニーズにより選択できる制度(以下「学校選択制」という。)を実施するために必要な事項を定めるものです。(ただし、望が丘中学校区は、選択可能な小学校がないため除きます。)

2 選択可能な学校等

選択可能な学校は、同一中学校区内にある指定校以外の小学校とし、これらの学校が選択を希望する児童を受け入れることができる人数(以下「受入可能人数」という。)は、別表に掲げるとおりとします。ただし、選択可能な学校への就学を希望した児童の人数が、受入可能人数を超えるときは、抽選となります。

－受入可能人数一覧表－

中学校区	受入校	クラス数	受入可能人数
第一中学校区	東小学校	3	22
	中央小学校	3	21
第二中学校区	池田小学校	2	4
	桜小学校	2	26
第三中学校区	北小学校	3	14
	田井小学校	2	23
第五中学校区	神田小学校	2	24
	和光小学校	2	1
第六中学校区	第五小学校	4	※0
	国松緑丘小学校	2	23
第七中学校区	南小学校	2	11
	堀溝小学校	2	17
第八中学校区	西小学校	1	1
	点野小学校	2	16
第九中学校区	成美小学校	1	1
	啓明小学校	1	※0
第十中学校区	三井小学校	1	12
	宇谷小学校	2	27
友呂岐中学校区	木屋小学校	3	21
	石津小学校	1	12
中木田中学校区	木田小学校	2	18
	楠根小学校	1	10
望が丘中学校区	望が丘小学校	3	学校選択制対象外

※受入可能人数が0人でも補欠登録できますので、希望の方は申請してください。

- ※ 学校を選択できるのは小学1年生の就学時だけです。
- ※ 入学後の転居については、学校選択制は無効となり指定校への就学となりますので、ご注意ください。
- ※ 登下校は受入れ校の指示に従って、保護者の責任において安全の確保をしていただきます。

3 保護者への受入可能人数の提示等

児童の受入可能人数については、令和5年11月1日までにホームページ等により提示します。
また、別に定める「学校選択制利用申請書」に同封して郵送します。

4 学校選択制利用申請の手続き

学校選択制希望者は、「寝屋川市における学校選択制利用申請書」に必要事項を記入し、次のとおり提出してください。

- (1) 申請期間 令和5年11月1日から令和5年11月17日
- (2) 提出先 教育委員会事務局学校教育部学務課
- (3) 提出方法 郵送

学校選択制を希望されない方は、提出不要です。

5 学校選択決定通知書又は抽選案内の送付

選択した学校への受入れが決定した児童については「学校選択決定書」を送付します。

受入可能人数を超える就学希望のあった学校を選択した児童については「学校選択抽選通知」及び「抽選案内」を送付します。(いずれも令和5年12月8日付で送付します。)

6 抽選

- (1) 抽選日 令和5年12月15日(各学校において抽選)
- (2) 抽選に外れた場合

その学校に、補欠登録することができます。

ただし、令和6年3月22日までにその学校において受け入れる旨の決定がなされなかった場合は、指定校に就学していただくこととなります。

(指定校への「就学通知書」は、あらかじめ令和6年1月25日付で送付します。)

7 抽選における配慮について

抽選となった児童に兄弟姉妹がいる場合、抽選の際、児童・保護者の意見をできる限り尊重します。

8 転居者及び転入者の取扱い

「寝屋川市における学校選択制利用申請書」の提出期間の末日後に転居(同一小学校区内におけるものを除きます。以下同じ。)又は、転入した児童は学校選択制の対象となりません。

ただし、転居又は転入後に選択可能な学校に補欠登録し、かつ、令和6年3月22日までにその学校を選択した児童(当該補欠登録をした児童を含みます。)の人数が受入可能人数以内であれば、その学校に就学することができます。

(選択した学校の「就学決定通知」及び「就学通知書」は、決定次第送付します。)

9 その他

その他学校選択制において配慮を要する事項があれば、教育委員会事務局学校教育部学務課までご相談ください。

就学時健康診断の受診について

10月から11月にかけて、就学時健康診断を行っていますので受診してください。

- 市内の幼稚園・保育所に通っている児童・・・各幼稚園・保育所にて受診
- 市外の幼稚園・保育所に通っている児童や幼稚園・保育所に通っていない児童、または通っている市内の幼稚園・保育所で受診できなかった児童・・・
11月30日(木)午後1時30分から午後3時30分 市立市民会館小ホール で受診できます。